

倉敷市市民後見人の候補者の登録，推薦等に関する要綱

令和3年3月5日

告示第110号

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進を図るため、認知症である高齢者等の後見等を行う市民後見人の候補者の登録、推薦等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民後見人 後見等を受ける者の親族以外の者（弁護士，司法書士その他の専門的資格を有する者を除く。）であつて、後見人等に選任されたものをいう。
- (2) 後見人等 民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人、保佐人又は補助人をいう。
- (3) 後見等 後見人等として行う後見、保佐又は補助をいう。
- (4) 認知症である高齢者等 認知症である高齢者、知的障害者又は精神障害者であつて、成年後見制度を利用する必要があるものをいう。

(名簿登録)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者を、市民後見人の候補者として、倉敷市市民後見人候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録（第7条に規定する登録の更新を含む。）することができる。

- (1) 次条の規定による登録の申請時（第7条の規定による登録の更新の場合は、同条第4項の登録の更新時）において、20歳以上75歳以下であること。
- (2) 本市に住所を有し、現に居住していること。
- (3) 次条の規定による登録の申請の日が、倉敷市市民後見人養成事業実施要綱（令和2年倉敷市告示第793号）第4条第2号に規定する応用研修の課程の修了の日から1年以内であること。
- (4) 市民後見人として本市内で活動する意思があること。
- (5) 成年後見制度及び高齢者、障害者等の福祉に係る理解及び熱意があること。
- (6) 生活が安定しており、健康であつて、市民後見人の活動に必要な時間を割くことができること。

- (7) 宗教活動又は政治活動を行うことなく市民後見人の活動ができること。
- (8) 個人の生活上、精神上及び肉体上の秘密を固く守ることができること。
- (9) 市が行う市民後見人の候補者のための実践的な研修（第8条第1項において「実践研修」という。）等の定期的な研修に参加できること。
- (10) 社会福祉法人等の法人が行う後見等の支援に係る業務に従事できること。
- (11) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第2条第2項に規定する成年被後見人等に該当する者
 - イ 民法第847条各号（第1号及び第4号を除く。）のいずれかに該当する者
 - ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者又は同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者
 - エ その他市民後見人の候補者として市長が不適當と認める者

（名簿登録の申請）

第4条 名簿への登録を希望する者は、所定の登録申請書を市長に提出しなければならない。

（名簿登録の決定等）

第5条 市長は、前条の登録申請書の提出があったときは、面接その他の方法によりこれを審査し、登録の可否を決定し、同条の登録申請書を提出した者に所定の通知書を送付するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、名簿に登録するとともに、名簿に登録された者に対し、所定の登録証を発行する。

（名簿登録の期間）

第6条 名簿に登録（次条に規定する登録の更新を含む。）する期間（以下「登録期間」という。）は、前条第2項の規定により名簿に登録した日（次条に規定する登録の更新にあつては、登録期間が満了する日の翌日）からその日が属する年度の翌々年度の末日までとする。

（名簿登録の更新）

第7条 名簿に登録された者（この条に基づき登録の更新を受けた者を含む。以下「名簿登録者」という。）は、申請により名簿の登録の更新を受けることができる。

2 前項の規定による登録の更新を受けようとする名簿登録者は、登録期間が満了する日の2月前から1月前までの間に、所定の更新申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の更新申請書の提出があったときは、面接その他の方法によりこれを審査し、登録の更新の可否を決定し、同項の更新申請書を提出した者に所定の通知書を送付するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録の更新を決定したときは、登録の更新を受けた者に対し、所定の登録証を発行する。

(名簿登録者の責務)

第8条 名簿登録者は、実践研修等の自己研鑽の場に積極的に参加し、後見等に必要な能力及び資質の向上に努めなければならない。

2 名簿登録者は、地域住民との交流の場、地域活動等に積極的に参加するとともに、認知症である高齢者等が成年後見制度を利用できるよう、当該制度の紹介、周知等に努めなければならない。

(登録事項の変更等)

第9条 名簿登録者は、第4条の登録申請書又は第7条第2項の更新申請書の記載事項に変更があったとき（次項各号に該当するときを除く。）は、速やかに所定の変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 名簿登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに所定の登録終了届を市長に提出しなければならない。

(1) 名簿登録の意思がなくなったとき。

(2) 第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(名簿登録の終了)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する名簿登録者について、名簿の登録を終了するものとする。

(1) 登録期間が満了した者（第7条の規定により登録が更新された者を除く。）

(2) 前条第2項の登録終了届を提出した者

(3) 第3条各号に規定する要件に該当しなくなった者

(4) この要綱の規定を遵守しない者

(5) 市民後見人の候補者として不適当と認められる者

2 市長は、前項の規定により名簿の登録を終了したときは、名簿の登録を終了した者に、所定の終了通知書を送付するものとする。

3 前項に規定する通知を受けた者は、第5条第2項又は第7条第4項の登録証を直ちに市長に返納しなければならない。

(家庭裁判所への推薦)

第11条 市長は、次に掲げる要件の全てを満たす名簿登録者を家庭裁判所に対し後見人等の候補者として推薦することができる。

(1) 社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会が後見人等に選任された後見等の業務に関し、1年以上の間、その職員等として当該業務に従事した経験を有する者であること。

(2) 前号の業務への従事の状況その他の事情を勘案し、後見人等として適当であると市長が認めた者であること。

2 市長は、前項の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、当該推薦に係る名簿登録者の意向を確認するものとする。

(市民後見人に対する支援)

第12条 市長は、前条第1項の規定による推薦により選任された市民後見人に対し、その後見等の業務の円滑な実施に資するため、研修の実施その他の適切な支援を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年2月2日告示第46号)

この要綱は、告示の日から施行する。